

2.2 海岸保全の方向および施策

“美しく、安全で、いきいきした福井県の海岸を次世代へ継承していくために”

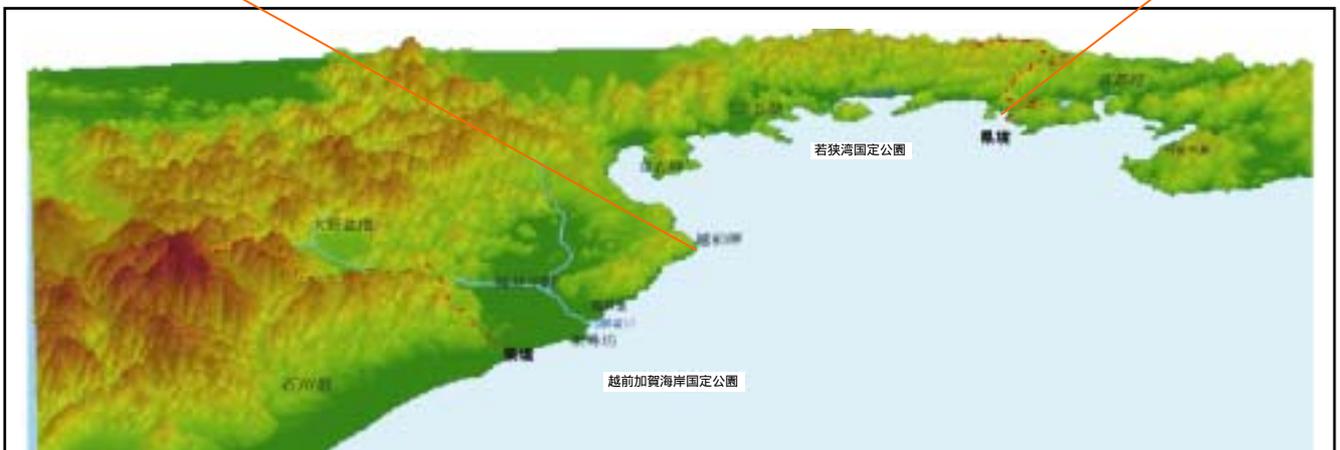
国が示した「海岸保全基本方針」は、都道府県知事が基本計画を策定する際に踏まえるべき方針であるが、その冒頭の「海岸の保全に関する基本的な理念」の項に、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている、とある。

この方針を踏まえ、若狭湾沿岸の特性を考慮し、長期的な海岸の在りかたを、海岸保全の方向として以下に提案する。さらに、この長期的な在り方として描かれる若狭湾沿岸の将来像を実現するために当面実施していく防護・環境・利用の施策、および海岸保全の方向の実現に向けて設定される防護の目標を示す。

2.2.1 海岸保全の方向

魅力あふれる豊かな自然環境の保全、安全で親しみのある海岸環境の創出と次世代に向けた新たな交流、地域の文化の継承・発展に寄与する海岸づくり

- ・失われつつある砂浜の保全・回復と冬季風浪などの高波浪から海岸背後の低地集落を守る越波・越流対策等、必要な防護機能を高め、安全で快適な海岸づくりを目指す。
- ・若狭湾沿岸独特のリアス式海岸が織りなす魅力あふれる海岸地形や生物の生息・生育の場となっている海岸環境を今後とも維持していくとともに、地域と連携した取組みにより親しみのある海岸づくりを目指す。
- ・これらの取組みが、次世代に向けた新たな交流と地域の文化の継承・発展に寄与していくことを目指す。



2.2.2 若狭湾沿岸の海岸防護の目標

(1) 防護すべき地域

若狭湾沿岸海岸保全基本計画の対象区間である越前岬から京都府境に至る区間の内、侵食、越波、浸水等の危険性のある海岸を防護の対象区域とする。

(2) 防護水準

冬季風浪は、広範囲にわたり長時間吹き続ける特性を有しており、近年においても若狭湾沿岸においては、様々な被害が発生している。また、冬季のみではなく、過去には台風の来襲や低気圧の通過による被害も福井県の海岸一帯で発生している。このため、冬季風浪や台風、低気圧等により想定される越波や浸水の被害に対して、集落や農地、道路等の背後地利用や、漁港、港湾等の海岸利用など、海岸部の土地利用等の状況に応じて背後地を適切に防護する。

砂浜の侵食が進行している海岸においては、現状の砂浜を保全することを基本的な目標とするが、砂浜は、越波や浸水の被害を防止する効果を有していることから、必要に応じて砂浜の回復を図る。

なお、海岸保全施設については、侵食、越波、浸水等による被害状況および海岸域の整備計画の熟度に応じて適切に整備を進めていくものとする。



敦賀港海岸（常宮地区）



敦賀港海岸（常宮地区）



和田港海岸（和田地区）

2.2.3 防護・環境・利用に関する施策

(1) 海岸の防護に関する施策

～低地における越波・越流対策～

海岸保全施設による越波・越流に対する防護効果の向上

現況の海岸保全施設では、防護できない高波浪による越波・越流に対し、沖合施設を組み合わせるなど、より効果的な工法の採用を図り、越波・越流被害を防止する。

自然の防災機能の活用

砂浜海岸において、砂浜の持つ「自然の消波機能」をより活用した効果的な海岸保全の検討を行う。

防災・避難体制の整備

高波浪や津波に対して、安全で迅速な避難ができる体制を整備するため、ソフト対策の充実を図る。

～海岸侵食への対応～

砂浜の保全・回復

砂浜海岸では、高波浪による侵食や沿岸漂砂による汀線形状の変化によって砂浜幅が狭くなっている海岸については、現状の砂浜の保全を図るとともに、必要に応じて養浜などの面的防護方式により、砂浜の回復を図る。

総合的な土砂管理への取組み

海岸部への適切な土砂供給が図られるよう、山から海までを含めた河川流域を一貫した流砂系ととらえて、関係機関と連携を図りつつ土砂を総合的に管理する方策への取組みを行う。

～周辺海岸および周辺施設への配慮～

周辺海岸および周辺施設への配慮

若狭湾沿岸は地形が複雑に湾入したりアス式海岸を形成しており、湾や入り江が数多く存在する。そのため、海岸保全施設による反射波などが周辺海岸や養殖施設等の周辺施設に影響を与えることが予想される。そのため、海岸保全施設の整備に当たっては、周辺海岸および周辺施設に影響を与えないように構造形式や施設配置に十分に配慮する。

～海岸保全施設の機能維持～

海岸保全施設の機能維持

現況の海岸保全施設の中には整備後 30 年以上を経過しているものも含まれており、今後、施設の老朽化や機能の低下等への対応が必要となってくる。そのため、海岸保全施設の適切な維持管理を行い、既存施設の耐久性の向上および機能維持に努める。

～侵食や越波・越流の把握～

侵食や越波・越流の把握

侵食や越波・越流がある海岸については、海岸保全対策の基礎資料となるデータ収集に努める。

低地における越波対策



糠海岸

海岸侵食への対応



高浜海岸

海岸侵食への対応



久々子海岸

防護施策図

海岸性状の凡例	
砂浜海岸	黄色 (細線)
岩礁海岸	赤色 (細線)
河口	青色 (細線)

凡例	
●	高潮・高波浪による被害箇所
○	侵食傾向にある区域
■	海岸保全施設の無い区域

敦賀湾ゾーン
 現状の海岸線を維持するとともに、侵食が進んでいる海岸では、現状の構造物の配置に配慮しつつ、砂浜の保全・回復に努める。
 冬季風浪による越波が著しい区間では砂浜の防災機能を活用しつつ、越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。

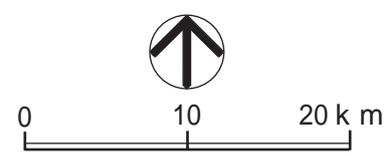
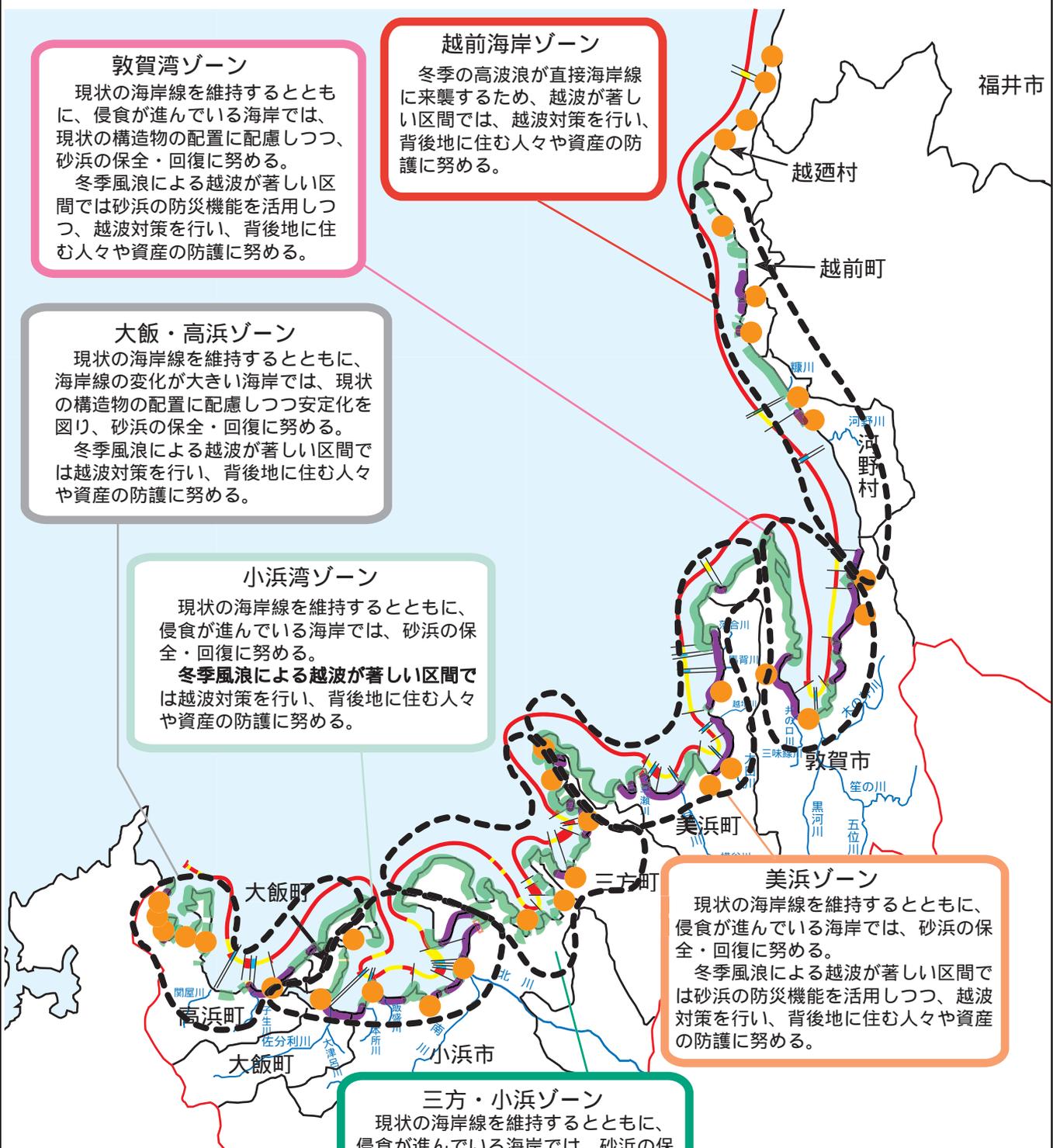
越前海岸ゾーン
 冬季の高波浪が直接海岸線に襲撃するため、越波が著しい区間では、越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。

大飯・高浜ゾーン
 現状の海岸線を維持するとともに、海岸線の変化が大きい海岸では、現状の構造物の配置に配慮しつつ安定化を図り、砂浜の保全・回復に努める。
 冬季風浪による越波が著しい区間では越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。

小浜湾ゾーン
 現状の海岸線を維持するとともに、侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。
 冬季風浪による越波が著しい区間では越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。

美浜ゾーン
 現状の海岸線を維持するとともに、侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。
 冬季風浪による越波が著しい区間では砂浜の防災機能を活用しつつ、越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。

三方・小浜ゾーン
 現状の海岸線を維持するとともに、侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。
 冬季風浪による越波が著しい区間では越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。



(2) 海岸環境の保全に関する施策

～生物の生育および生息環境への配慮～

海岸域における貴重種を含む植物群落等の生育環境への配慮

若狭湾沿岸には、スタジイ林やタブノキ林等の貴重種を含む植物群落があり、海岸保全施設の整備に当たっては、これらの生育環境に配慮する。

海岸域における貴重種を含む動物の生息環境への配慮

若狭湾沿岸には貴重な種として、鳥類ではクマタカ、ウミスズメ、クロサギ、コアジサシ等、昆虫類ではムカシトンボ、フクイアナバチ等が確認されており、海岸保全施設の整備に当たっては、これらの生息環境に配慮する。

海岸域における藻場の保全と藻の育成環境への配慮

若狭湾沿岸のほぼ全域で藻場の分布が確認されている。藻場は魚介類などの産卵・生育空間でもあることから、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。

～良好な海岸景観の保全～

岩礁・断崖等の良好な自然景観への配慮

若狭湾沿岸はリアス式海岸、島嶼等に見られる柱状節理、断崖等の自然景観の名勝地が多く、また、沿岸のほとんどの区域が越前加賀海岸国定公園または若狭湾国定公園に指定されている。海岸保全施設の整備に当たっては、これら良好な自然景観の保全に配慮する。

砂浜と海岸林が一体となった自然景観への配慮

海岸保全施設の整備に当たっては、気比の松原などに見られるように、砂浜や海岸林の景観、さらにはそれらが創り出す一体的な自然の海岸景観の保全に配慮する。

～自然環境に対する人為的影響の緩和～

自然環境に対する人為的な影響の緩和

豊かな海岸環境の適切な保全のため、砂浜への車両の乗入れやごみの散乱、不法投棄等による人為的な影響の抑制方法を検討する。

油流出事故などへの適切な対応

油流出事故など、突発的に生じる環境への影響に適切に対応する。

環境教育への活用

多様な生物が生息し、豊かな自然環境を形成している海岸を、生物の多様性や生態系等をテーマとして、自然と触れあうことができる環境教育の場として利用し、海岸環境と人間のより良い関わり方の啓発に努める。

～海域の水質・底質環境の保全～

海域の良好な水質・底質環境の保全

若狭湾の良好な水質・底質環境の保全を図るため、悪化した海域では、底質改善などの積極的な浄化対策を推進する。また、海岸構造物を設置するに当たっては、海水が滞留しない

ような配置計画を検討するなど、水質、底質環境には十分な配慮を行う。

～ 砂浜の持つ多様な機能の保全・回復～

砂浜の持つ多様な機能の保全・回復への対応

砂浜は微生物や曝気効果による海水浄化効果を持つとともに、多様な生物の生息環境でもある。そのため、海岸保全施設の整備に当たっては、砂浜の持つ多様な機能に配慮し、砂浜の保全・回復を図る。

コアジサシ



© 山形剛男

海岸に散乱するごみ



環境施策図

凡 例	
国定公園	
鳥獣保護区・特別保護区	
藻場	
良好な海岸景観	

越前海岸ゾーン

海岸線には貴重な動物種や昆虫等が確認されており、これら生物の生育および生息環境に配慮する。
 岩礁海岸が多く、ほとんどの海岸線で藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。
 岩礁海岸等の良好な自然景観の保全に努める。

三方・小浜ゾーン

海中公園に指定されている箇所があり、豊かな自然環境の保持に努める。
 また、海岸線には貴重な動物種や海浜植生が確認されており、これら生物や海浜植生の生育および生息環境に配慮する。
 岩礁海岸では藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。
 岩礁海岸等の複雑に入り組んだりアス式海岸が創り出す良好な景観の保全に努める。

美浜ゾーン

鳥獣保護区に指定されている区域であり、海岸線には貴重な動物種や昆虫等が確認されており、これら生物の生育および生息環境に配慮する。
 岩礁海岸では藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。
 水晶浜に代表される砂浜海岸や岩礁海岸等の複雑に入り組んだりアス式海岸が創り出す良好な景観の保全に努める。

大飯・高浜ゾーン

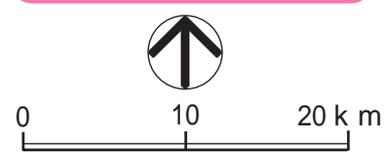
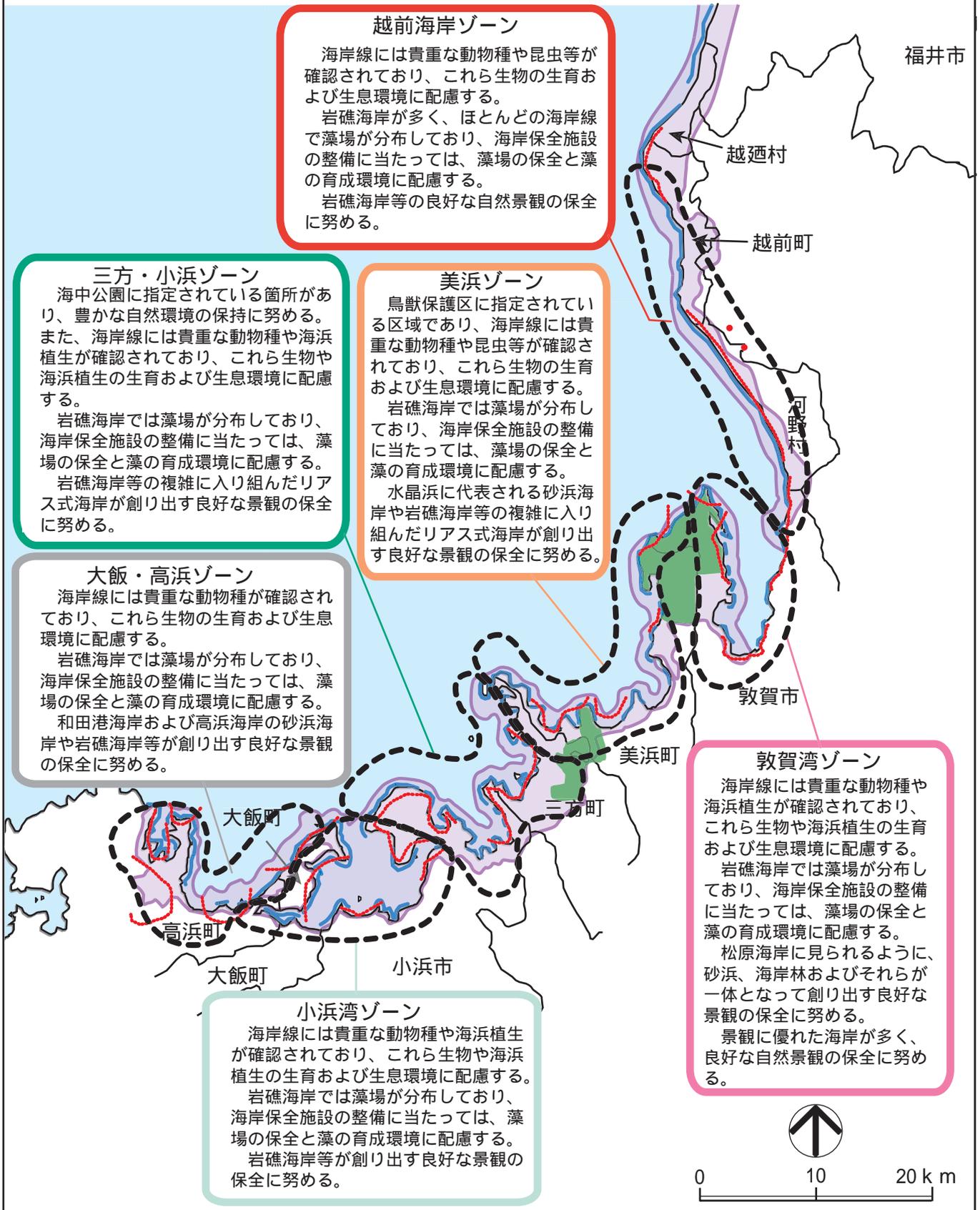
海岸線には貴重な動物種が確認されており、これら生物の生育および生息環境に配慮する。
 岩礁海岸では藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。
 和田港海岸および高浜海岸の砂浜海岸や岩礁海岸等が創り出す良好な景観の保全に努める。

敦賀湾ゾーン

海岸線には貴重な動物種や海浜植生が確認されており、これら生物や海浜植生の生育および生息環境に配慮する。
 岩礁海岸では藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。
 松原海岸に見られるように、砂浜、海岸林およびそれらが一体となって創り出す良好な景観の保全に努める。
 景観に優れた海岸が多く、良好な自然景観の保全に努める。

小浜湾ゾーン

海岸線には貴重な動物種や海浜植生が確認されており、これら生物や海浜植生の生育および生息環境に配慮する。
 岩礁海岸では藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。
 岩礁海岸等が創り出す良好な景観の保全に努める。



(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する施策

～ 周囲と調和した海岸の整備～

まちづくりとの連携

海岸保全施設の整備に当たっては、海岸背後の集落、農地等の土地利用、漁業活動状況、観光レクリエーション利用状況、道路網の整備状況、市町村の地域整備計画等、まちづくりの動向をふまえ、それらとの連携により相乗効果が期待される整備を図る。またその際には、地域住民の意見に十分配慮する。

～ 海辺における快適性・利便性の向上～

水際線や前浜へのアクセスの確保

誰もが利用しやすく、海と触れあえる海岸を目指し、必要に応じて階段やスロープ等の設置を推進し、アクセスの向上を図る。

多様な海岸利用への配慮

海岸保全施設の整備に当たっては、海岸域一帯における漁業活動や釣り、海水浴やマリンスポーツ、また海岸で行われる祭りなどの各種行事等の多様な利用に配慮する。

快適な海岸利用に資する施設整備

快適な海岸利用に資するため、必要に応じ関係機関と連携し海岸利用者、地域住民の意見を反映させた利便施設の整備を推進する。

多様化した海岸利用の調整と利用マナーの向上への対応

海岸利用の多様化に伴い、海岸環境や地域利用の調整が必要な場合には、市町村、地域住民、利用者による海岸利用のルールづくりを支援する。また、海水浴や釣り、マリンスポーツ等の海岸利用に対してマナーの向上の啓発活動を行い、海岸愛護思想の普及に努める。

高齢者、障害者等への配慮

高齢者、障害者等のハンディキャップを持った人々が安全に海辺に近づき、身近に自然に触れることができるように、海岸施設の整備に当たっては、バリアフリー化を推進する。

海岸に関する情報の発信

多様な海岸利用に対応するために、報道機関などの協力やインターネット、ポスターなど様々な手段を用いて、海岸に関する情報（海岸利便施設の状況、海岸へのアクセス、海岸でのイベント等）を積極的に発信する。また、若狭湾のきれいな水に関する情報を同様に様々な手段を用いて発信することにより、訪れる人々の環境に対する関心を高めるなどの効果が期待できる。

～ 海岸愛護思想の普及～

海岸の利用や地域活動を通じた海岸愛護思想の普及

海岸利用のマナー向上のために、関係機関と協力し、ボランティア活動としての海岸清掃や環境教育の充実によって、海岸愛護思想の普及を図る。

海岸沿いの施設



越前町：越前がにミュージアム

スロープ



田烏漁港

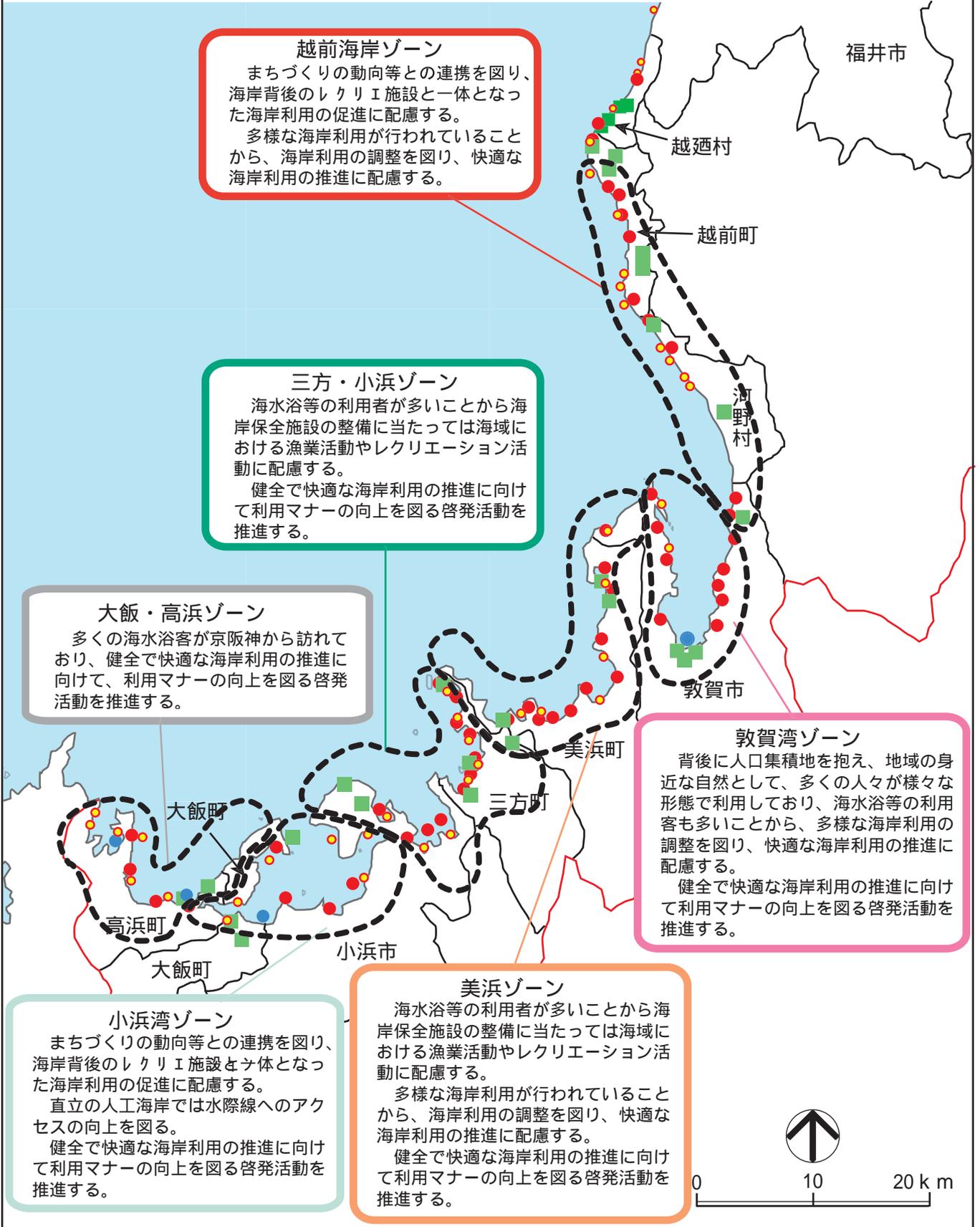
海岸の便利施設



和田港（岡津地区）

利用施策図

凡 例	
港湾	●
漁港	●
海水浴場	●
レク施設	■



越前海岸ゾーン
 まちづくりの動向等との連携を図り、海岸背後のレクリエ施設と一体となった海岸利用の促進に配慮する。
 多様な海岸利用が行われていることから、海岸利用の調整を図り、快適な海岸利用の推進に配慮する。

三方・小浜ゾーン
 海水浴等の利用者が多いことから海岸保全施設の整備に当たっては海域における漁業活動やレクリエーション活動に配慮する。
 健全で快適な海岸利用の推進に向けて利用マナーの向上を図る啓発活動を推進する。

大飯・高浜ゾーン
 多くの海水浴客が京阪神から訪れており、健全で快適な海岸利用の推進に向けて、利用マナーの向上を図る啓発活動を推進する。

敦賀湾ゾーン
 背後に人口集積地を抱え、地域の身近な自然として、多くの人々が様々な形態で利用しており、海水浴等の利用客も多いことから、多様な海岸利用の調整を図り、快適な海岸利用の推進に配慮する。
 健全で快適な海岸利用の推進に向けて利用マナーの向上を図る啓発活動を推進する。

小浜湾ゾーン
 まちづくりの動向等との連携を図り、海岸背後のレクリエ施設と一体となった海岸利用の促進に配慮する。
 直立の人工海岸では水際線へのアクセスの向上を図る。
 健全で快適な海岸利用の推進に向けて利用マナーの向上を図る啓発活動を推進する。

美浜ゾーン
 海水浴等の利用者が多いことから海岸保全施設の整備に当たっては海域における漁業活動やレクリエーション活動に配慮する。
 多様な海岸利用が行われていることから、海岸利用の調整を図り、快適な海岸利用の推進に配慮する。
 健全で快適な海岸利用の推進に向けて利用マナーの向上を図る啓発活動を推進する。

